

※ ※ 協会だより ※ ※

第2回総会議事要録

日時：昭和45年6月16日 午前10時～午後3時

場所：アミノ飼料工業㈱中研会議室

I. 会長あいさつ

II. 事務局報告

1. 協会誌の発刊状況

「SPF Swine」創刊号は700部作製し、定価は1部250円とした。法人会員は10部、個人会員は1部ずつ配布した。残部は販売したいので会員の協力をお願いする。

2. 協会誌編集委員について

「SPF Swine」の発刊は当分の間、年2回を予定しているが、編集委員会を設置したい。

3. 会員の加入状況

III. 議事

1. 会計報告

昭和44年度決算および昭和45年度予算について事務局赤池より原案の説明があり、原案どおり承認された。

2. 会則の改正について

事務局赤池より会則改正についての理由説明があり、右表のとおり改正することが承認された。

3. 各小委員会の委員選出について

会則改正に伴い設置された各委員会の委員には次の各氏がなることで了承された。

(1) Primary SPF 豚作出に関する小委員会

日本SPF豚協会会則

6. 機関

(4) 小委員会

本会の事業推進を円滑ならしめるため、必要に応じて小委員会をおくことができる。当分の間、本会に次の小委員会をおく。

イ. Primary SPF 豚作出に関する小委員会

ロ. SPF 豚検定に関する小委員会

ハ. SPF Swine 編集委員会

小委員会は理事会の承認を得て会長が会員の中から委嘱する。

委員長：三村二雄（日清製粉）、委員：脇庄蔵（住友飼料）、桐淵敏郎（アミノ飼料）、笹崎龍雄（埼玉牧場）

(2) SPF 豚検定に関する小委員会

委員長：藤原弘（農産工）、委員：小野真人（埼玉牧場）、花岡秀昌（住友飼料）、赤池洋二（アミノ飼料）

(3) SPF Swine 編集委員会

委員長：赤池洋二（アミノ飼料）、委員：波岡茂郎（家衛試）、藤原弘（農産工）、宮原強（千葉養豚試）、柏崎守（家衛試）

4. その他

各 SPF 豚農場から飼養現況について説明があり、種々研究討論が行なわれた。

日本SPF豚協会会則
------------

## 1. 本会の名称

本会は日本SPF豚協会という。

## 2. 本会の目的

本会は我国におけるSPF養豚の健全なる発展を期することを目的とする。

## 3. 事業

本会の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) SPF豚に関する総合計画に関すること。
- (2) SPF豚の集団変換、および飼育管理規制に関すること。
- (3) SPF豚技術者の養成およびSPF豚飼育者の技術指導に関すること。
- (4) 会報その他出版物の発行。
- (5) 関係諸機関、学会等との情報交換、連絡。
- (6) 国および地方公共団体が推進する畜産関係事業に協力すること。
- (7) SPF豚およびSPF豚農場の検定、認定書の発行などに関する事業。細則は別に定める。
- (8) その他必要と認められる事業。

## 4. 会 員

- (1) 本会の会員は、SPF豚を飼養し、またはこれから飼養しようとする個人、法人および団体を正会員とし、本会の主旨に賛同し、その活動を援助する個人、法人および団体を賛助会員とする。会員は正会員、賛助会員にかかわらず、おのおの定められた会費を払うものとする。
- (2) 本会に入会しようとするものは会員1名の紹介を必要と、定められた入会金を添えて会長宛に入会の申込みをしなければならない。

## 5. 役 員

- (1) 本会に次の役員をおく。

イ. 会 長 1名                      ロ. 副会長 2名  
ハ. 理 事 若干名                  ニ. 監 事 2名

- (2) 会長および副会長は理事の互選により選出されるものとする。
- (3) 会長は総会を招集し、本会の業務を統理し、必要に応じて理事会を招集する。
- (4) 理事会は本会の業務を決定するとともに会長補佐、庶務、会計、渉外、集会、会報発行などの実務を担当する。
- (5) 監事は理事会の指名によって任命され本会の会計を監査する。

- (6) 本会の役員の任期は年とし再任を妨げない。

## 6. 機 関

本会に次の機関をおく。

- (1) 定期総会  
定期総会は毎年1回、3月末に会長の招集によって開催されるものとする。
- (2) 臨時総会  
理事会の議決があった場合、または会員数の5分の1の要求があった場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- (3) 理 事 会  
理事会は会長が必要とみとめた場合、または理事の3分の1以上の要求があった場合に開催されるものとする。

総会は本会最高の議決機関であり、理事会は大会につき議決機関であって、いずれも出席者の過半数の賛成をもって議決されるものとする。

## 7. 会 計

- (1) 本会の経費は入会金、会費、寄付金、認定書交付手数料、その他の収入をもってこれにあてる。
- (2) 入会金、会費、認定書交付手数料は別にこれを定める。
- (3) 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

## 8. 附 則

- (1) 理事の選挙は会長が依嘱する選挙管理委員会が実施する。
- (2) 本会則は昭和44年4月1日より施行する。
- (3) 本会則の変更は理事会の諸決を経て総会の承認を受けるものとする。
- (4) 本会の事務所は当分の間、  
横浜市西区北幸町2の2の14 ミツウロコビル  
アミノ飼料工業株式会社本社技術部  
(TEL045-(33)-1471) 内におく。

## 会 費

会費を次の通り定める。

## 1. 入 会 金

個 人	500円
法 人 (団体)	2,000円

## 2. 会 費 (年額)

個 人	1,500円
法 人 (団体)	20,000円
賛助会費 (1口)	1,000円

(賛助会員は入会金は不要)